久喜市環境基本条例

平成24年10月1日 条例第35号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策 (第8条—第24条)

第3章 県及び他の地方公共団体との協力等(第25条・第26条)

第4章 環境監查委員会(第27条)

附則

人は、豊かな自然の恵みのもとで、生命を育み、歴史を刻んできた。

このなかで、科学技術の発達をもとに、生活の利便性が飛躍的に高められた 反面、資源の大量消費をもたらすとともに、生態系にも影響を及ぼすこととな り、生命の源である地球の環境を脅かすまでに至っている。

かけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来の世 代へ引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務である。

しかし、近年、都市化が進むなかで身近な自然が減少し、都市・生活型公害の拡大や廃棄物の問題が深刻化するとともに、解決までに世代を超えた時間を必要とする新たな問題も生じている。

私たち市民は、すべての人々の協働により環境への影響を優先的に配慮し、 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築していかなけれ ばならない。

先人から受け継いだ「水」と「緑」に包まれた良好な環境を保全し、自然と 人間が共生できる地球に優しい都市づくりを進めることは、私たち市民の使命 である。

良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利であり、ここに、人の心がかよいあう健全で恵み豊かな環境の保全と創造の実現に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに 市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に 関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関 する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で 文化的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って 生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又 は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤 の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係 のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を 含む。)に係る被害が生ずることをいう。
 - (3) 循環型社会 自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。
 - (1) 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境を将来の世代へ継承していくことを目的として推進されなければならない。
 - (2) 環境の保全及び創造は、自然の再生能力や浄化能力を超えることのないよう、すべての人々の協働により環境への負荷を低減し、持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。
 - (3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっ

ていることから、国際的な認識や協力のもとに推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、日常 生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び 創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市の環境の保全及び創造に 関する施策の推進に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、 これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必 要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるように必要な措置を講ずること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が推進する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた 施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本的施策

(環境への配慮の優先)

第8条 市は、すべての施策の策定及び推進に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努める ものとする。

(環境基本計画の策定)

- 第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(環境基本計画の策定手続)

- 第10条 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴くとともに、久喜市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 3 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。 (環境基本計画との整合)
- 第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び推進する に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たって、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮すること(以下「環境影響評価」という。)が必要であることから、環境影響評価の推進に努めるものとする。

(規制及び誘導措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導措置 を講ずるように努めるものとする。 (助成措置)

第14条 市は、市民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減のため の施設の整備その他の適切な措置をとることを後援することにより、環境の 保全上の支障を防止するため、特に必要があると認められるときは、適正な 助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

- 第15条 市は、環境の保全及び創造に資する次に掲げる事業等の推進に当たっては、必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する 施設の整備
 - (2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業
 - (3) 公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、 役務、エネルギー等の利用の促進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、市民 及び事業者の環境問題に対する理解と認識が深められるように努めるととも に、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進に努めるものとす る。

(自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が取り組む、環境の保全及び創造に関する自発的な活動の促進に努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、民間団体等に、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する情報の収集に努めるとともに、必要な調査を実施するものとする。

(監視、測定等)

第22条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制づくりを図るものとする。

(地球環境の保全及び国際協力)

第24条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識や協力のもとに県及び その他の団体と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球 環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 県及び他の地方公共団体との協力等

(県及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、環境の保全及び創造について、広域的な取組みが必要とされる 施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の地方公共団体と協力して推進 するものとする。

(民間団体等との協働)

第26条 市は、環境の保全及び創造について、協働して取り組む施策を推進するため、民間団体等からなる組織づくりを図るものとする。

第4章 環境監査委員会

(環境監査委員会)

- 第27条 環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するための機関として、久喜市環境監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 市民の環境の保全及び創造に関する意見、要望等を審議し、必要な調査等を行うこと。

- (2) 市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施すること。
- (3) 環境監査の調査研究及び普及に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。
- 3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。た だし、再任を妨げない。
- 6 委員会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。 附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。